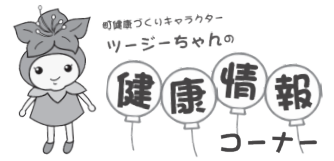




# 不妊治療費助成金のおしらせ



町では、妊娠・出産を望むご夫婦の経済的負担の軽減のため、特定不妊治療（体外受精および顕微授精）のうち、保険適用外になる治療（※）に要した費用の一部を助成します。

※令和4年4月1日以降に開始される治療より、基本的な治療は全て保険適用されることとなりましたが、治療内容により保険が適用されないものがあります。

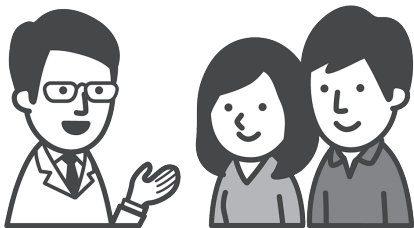
**対象者** 次の①から④のすべてに該当する人

- ①申請時において夫もしくは妻のいずれか一方または両方が日野町に住所を有し、1年以上継続して居住している人
- ②助成金を受けようとする不妊治療について、鳥取県助成金の交付決定を受けた人
- ③申請時に町税などの滞納がない人
- ④他の市町村から助成対象治療に対する助成を受けていない人



**助成内容** 1回の治療につき、下記の額を助成します。（治療開始日が令和4年4月1日以降のもの）

## ①保険診療と組み合わせて実施される先進医療への助成



保険適用とならない治療のうち、先進医療と認められたものについては、保険適用による治療と組み合わせて実施することができます。先進医療にかかわる費用については全額自己負担となります。

**助成額：**先進医療技術の実施に要した費用から県助成金を除いた額または5万円のいずれか低い額

## ②自費診療で実施される治療への助成

保険適用による治療と、保険適用外治療（先進医療を除く）を組み合わせて実施することはできません。そのため、治療内容に保険適用外治療（先進医療を除く）が含まれる場合は、基本的な治療も含め、全額自己負担（自費診療）となります。また、保険適用には回数制限、年齢制限があり、制限を超過する場合の治療は自費診療となります。

**助成額：**受精まで行った治療（県治療区分A・B・D・Eの治療）については、要した費用から県助成金を除いた額または10万円のいずれか低い額。受精を行っていない治療（県助成区分のC・Fの治療）については、要した費用から県助成金を除いた額または5万円のいずれか低い額。

**申請期間** 原則として、県の交付決定通知の交付日の属する年度内に申請してください。ただし、2月1日から3月31日までの間に交付がなされた場合については、翌年度の5月31日まで申請することができます。

**申請に必要なもの**

- ▼鳥取県特定不妊治療費助成金交付決定および額の確定通知書
- ▼特定不妊治療にかかわる領収書

**【問合せ先】町健康福祉センター（電話 72-1852）**

# 風しん抗体価検査のご案内

鳥取県では、生まれてくる子どもを先天性風しん症候群から守るための対策として、保健所と医療機関で風しん抗体価検査（免疫があるかどうかを調べる検査）を無料で行っています。

## 風しん抗体価検査が無料となる人

- ①妊娠を希望する女性
  - ②妊娠を希望する女性の同居者（配偶者など※内縁を含む）
  - ③風しん抗体価が低い妊婦の同居者（配偶者など※内縁を含む）
  - ④昭和54年4月2日から昭和62年10月1日までの間に生まれた男性
- ※過去に風しん抗体価検査を受けた結果、十分な抗体があることが判明した人は有料となります。

【検査場所】米子保健所（米子市東福原 1-1-45）【検査日時】毎週火曜日 午後1時～午後1時30分  
【問合せ先】米子保健所（電話 0859-34-1392）

※保健所で検査を受けることが難しい人は、県内の医療機関（日野郡内では日野病院、日南病院）でも検査を受けることができます。詳しくは県のホームページをご覧ください。

※昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性は、抗体検査や予防接種が原則無料で受けられます。詳しくは広報ひの3月号をご覧ください。

## ～風しん予防接種費の助成を行っています～

### 【助成対象】

- ①妊娠を希望する女性で、風しん抗体価が低い人
- ②妊婦の配偶者（内縁を含む）
- ③妊婦の同居者
- ④妊娠を希望する女性（風しん抗体価の低い人）の同居者

※風しん抗体価は、保健所もしくは医療機関での抗体価検査、または出産の経験がある人の場合は妊婦健診時の抗体価検査結果で確認できます。

【助成金額】8,000円

### 【助成方法】

医療機関にて全額自費で支払ったあと、役場健康福祉課で払い戻しの手続きが必要です。

### 【手続きに必要なもの】

▼領収書▼予防接種の実施について確認できるもの（接種済証、明細書など）▼振込口座がわかるもの（通帳など）

【問合せ先】町健康福祉センター（電話 72-1852）

## information 認知症地域支援推進員を紹介します

町では、新たに「認知症地域支援推進員」を配置しました。

認知症は特別な病気ではなく、私たち自身や家族、身近な周囲にも起こり得る病気です。今後も高齢化の進展に伴い、認知症の増加が見込まれます。「認知症になっても、住み慣れた環境で暮らし続けることができる地域づくり」には、地域全体が認知症に対する関心を高め、正しく理解し合うことが大切です。

〈認知症地域支援推進員の役割〉

- ▼認知症の人やその家族への支援
- ▼まちの皆さんに、認知症を身近な病気として理解してもらえるよう地域に出かけ活動を行います。
- ▼認知症の人やその家族が状況に応じて必要な医療や介護などのサービスが受けられるよう、医療機関をはじめとした関係機関との連携、連絡調整の支援を行います。



認知症地域支援推進員

いしはら みき  
石原 美希